

基本契約書(案)

- 1 契約件名 令和8年度ヘリコプターによる人員等輸送委託契約
- 2 輸送物件 人員及び荷物
- 3 使用機種 型 ヘリコプター または同等機種×1機
- 4 輸送地点 村上市湯ノ沢地内、村上市三面地内、胎内市下荒沢地内 ほか
- 5 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 6 契約単価 空輸料金 円/時間(うち消費税等 円)
作業料金 円/時間(うち消費税等 円)
- 7 契約保証金 円

上記について、新潟県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは次の条項により、ヘリコプターによる人員等輸送に関する基本契約を締結する。

(総則)

第1条 本契約は甲の要請に応じ、ヘリコプターを就航せしめるため、あらかじめ基本事項の取り決めをするものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に申請し、その承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理について、その全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に申請し、その承諾を得たときは、この限りではない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、委託業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(飛行の義務)

第5条 乙は、安全運航をなしうる限度内において甲の指示に従い、甲の計画する飛行を忠実に実施するものとする。ただし、天候不良、天災、その他不可抗力によって飛行の実施が不可能又は危険となる場合の飛行の不履行は、本契約の違反とはならない。

(飛行記録の提出)

第5条の2 乙は、飛行の都度、飛行目的、輸送地点及び飛行時刻等が記載された飛行記録を甲に提出しなければならない。

(飛行料金)

第6条 飛行料金は契約単価に1か月の飛行時間を乗じて得た額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 各目的地間の飛行時間は別表のとおりとする。

ただし、甲の指示又は悪天候等、大きく飛行時間に変更となることがやむを得ない場合はこの限りでない。

- 3 飛行時間には、地上における待機時間は含まないものとする。
- 4 飛行時間に1時間未満の端数が生じたときは、単価の割合によって分単位で計算するものとする。
- 5 乙は、甲の飛行要請と甲以外からの飛行要請が重複し、同日の運航で飛行を実施したときの飛行時間は、重複の部分にかかる飛行時間を各々均等になるよう按分し、甲の飛行時間に加算したものとする。
- 6 甲と乙は、単価契約について国土交通省への届出料金の変動により必要と認められる場合は、甲乙協議の上変更する。

(飛行上の諸経費)

第7条 飛行に要する燃料、潤滑油及び乙が派遣する人員の旅費、宿泊費、通信費等の経費は乙の負担とする。

(運航上の手続き)

第8条 ヘリコプターの運航に伴う法令上の一切の手続きとこれに要する経費は、乙の負担とする。ただし、ヘリポートは甲において設置するものとする。

(代替機の使用)

第9条 本契約による航空機が航空法に基づく点検整備作業及びオーバーホール等にあたる場合又は運航計画外の飛行によりやむを得ず代替機を使用する場合、乙は甲に対し事前に許可を得るものとする。

なお、代替機に係る飛行料金は甲乙協議の上決定する。

(協力体制)

第10条 甲の要請する飛行が乙の操縦士の判断において著しく危険又は不可能とみなされる場合には、甲は乙の操縦士の判断に従うものとする。

- 2 発着点の標識、離着陸前後の警戒、乙の従業員の宿泊設備等の必要な場合で乙から申し出のあったときは、甲は、これに協力するものとする。
- 3 乙は、村上市地内の基地に着陸後、荒天となり飛行不可能となったときでも天候の良化が見込まれる場合は、待機するものとする。
- 4 乙は、天候条件等を飛行予定日前に把握し、甲と飛行日程等の連絡調整を行うものとする。

(契約の解除等)

第11条 甲は、乙の責めに帰する理由により、委託業務を完了する見込みがないと認められるとき、乙がこの契約に違反したときその他契約の目的を達することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。乙が契約の解除を申し出たときも同様とする。

- 2 甲は、委託業務が完了しない間は、第1項の定めによるほか必要がある場合には契約を解除することができる。
- 3 前項の定めによる契約の解除により乙に損害を生じたときは、甲はこれを賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議の上決定する。

第11条の2 甲は、前条第1項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請

求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

第11条の3 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該当事者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前条及び前項の定めにより契約が解除され、又は打ち切られたときは、乙は契約金額の100分の10の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（賠償責任）

第12条 乙は天災地変等、乙の責任に起因しない不可抗力、または甲の故意過失による事由を除き甲又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償する責を負うものとする。

2 乙は、自己の負担において第三者・乗客包括賠償責任保険を付保するものとし、そのてん補限度額は一件一事故につき10億円を限度とする。

3 乙は第1項により損害賠償の責を負う場合は、当該賠償金を、甲を通じて搭乗者に支払うものとする。（第三者に対する損害補償）

第13条 乙が運航中の事故により第三者に与えた損害に対しては、甲はその責を負わない。

ただし、甲に故意又は過失のある場合は、その限りでない。

（請求及び支払方法）

第14条 乙は、委託業務完了後、第6条の規定により算出した飛行料金を甲に請求するものとする。

2 甲は、適正な支払請求書を受領した日から30日以内に、これを支払うものとする。

（秘密の保持）

第15条 乙は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第16条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の事項等）

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、その電磁的記録を保管する。)

令和8年 月 日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県
新潟県企業管理者 大田 正信

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別表

| 出発地 | 目的地 | 時間 |
|--------------------|----------------|----|
| 新潟空港 | 荒川水防ヘリポート | 16 |
| | 猿田ダムヘリポート | 31 |
| | 胎内第一ダムヘリポート | 25 |
| | 猿田・奥三面発電所ヘリポート | 29 |
| | 胎内川ダムヘリポート | 23 |
| | 奥胎内ダムヘリポート | 27 |
| | 奥三面ダムヘリポート | 32 |
| 荒川水防ヘリポート | 猿田ダムヘリポート | 16 |
| | 胎内第一ダムヘリポート | 14 |
| | 猿田・奥三面発電所ヘリポート | 15 |
| | 胎内川ダムヘリポート | 12 |
| | 奥三面ダムヘリポート | 16 |
| | 奥胎内ダムヘリポート | 16 |
| 猿田・奥三面発電所 ヘリポート | 猿田ダムヘリポート | 3 |
| | 奥三面ダムヘリポート | 3 |
| 猿田ダムヘリポート | 奥三面ダムヘリポート | 3 |
| 胎内第一ダムヘリポート | 奥胎内ダムヘリポート | 3 |
| | 胎内川ダムヘリポート | 3 |
| 胎内川ダムヘリポート | 奥胎内ダムヘリポート | 5 |